国土交通大臣 殿

住所広島県三次市十日市中2-8-1氏名又は名称三次市地域公共交通会議会長津森 貴行印

平成23年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金に係る経過措置)の一部返還について

平成24年4月9日付け中国自一第10号により額の確定通知を受けた事業費補助金の一部を返還するため、以下のとおり報告します。

記

- 1. 事 業 名 バス・タクシー等の活性化・再生に係る事業 (自家用有償旅客運送施設整備費)
- 2. 返還理由 平成25年11月6日に発生した事故により、平成23年5月31日付 け中国自一第156号において交付決定を受け購入した車両が全損し、使 用できなくなったため。
- 3. 返還額 921,083円
- 4. 添付書類
 - 返還額計算書
 - 交通事故証明書(写)

平成23年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金に係る経過措置)補助対象事業に係る補助金返還について(H55.11.6 車両事故による補助金購入車両の廃車)

補助対象者名:三次市地域公共交通会議

【返還額計算】

※取得価格(車両価格(値引き後車両価格)、附属品(値引き後補助対象附属品のみ)(消費税抜き) ※算出した取得価格は、車両購入費の補助対象経費

単位:円

登録番号 広島502さ8693 取得年月日 平成23年9月20日 取得価格(※) 2,947,467 残存 (45/72) 残存

	自己負担	H	地域
取得時財源構成	0	1,473,733.5	1,473,733.5
存期間 45ヶ月時点 財源構成	0	921,083	921,083

→ 921,083 円/

返還額

2,947,467	①+②=(取得価格)
432,698	付属品額②
454,333	付属品
-21,635	消費税相当額
2,514,769	取得価格①
2,903,250	車両本体価格
-262,743	値引き
-125,738	消費税相当額

【補助金返還額算出方法】
H23活性化再生総合事業補助金については、各実施事業ごとに H23活性化再生総合事業補助金については、各実施事業ごとに 補助対象経費を算出し、国が1/2を補助している。 補助対象経費を算出し、国が1/2を補助している。 三次市地域公共交通会議の事業完了実績報告書では、 三次市地域公共交通会議の事業完了実績報告書では、 三次市地域公共交通会議の事業完まとめて記載してあるが 補助金額、補助金額、補助金額、インを国が補助することとなっているため 事而購入費の返還額については、車両取得価格の1/2(国補助額)のうち、財産処分制限期間(72月)の未経過期間分(45月分)相当額 として算出した。

H29	H28	H27	H26	H25	H24	H23
-	-	-	-	-	=	-
2	2	2	2	2	2	2
S	3	ယ	ယ	ယ	ယ	ယ
4	4	4	4	4	4	4
5	5	5	5	5	5	5
6	6	6	6	6	0	6
7	7	7	7	7	7	7
00	00	8	00	8	00	00
9	9	9	9	9	9	9
10	10	10	10	10	10	10
=	=	=	=	=	=	=
12	12	12	12	12	12	12